

論文博士の学位授与に係る論文審査等の手続きの流れ

- 1 論文博士申請の該当要件及び博士論文の提出資格を確認
- 2 当研究科に論文博士の申請を行いたい旨相談する。申請する博士論文の主題等に適合する教員がおり、その教員が当研究科に論文博士の申請を行うべきと判断した場合は申請を行うことができる。
- 3 論文認定申請書を当研究科に提出（随時受付）
2の教員が紹介教員として申請書に署名捺印することが必要
博士論文、査読付論文3編以上等の認定を受ける論文等を添付
- 4 論文認定委員会において、論文認定を行う。→ 認定出来ない場合は、申請者に通知
- 5 論文博士申請者の審査主査となり得る教員を選定
その教員から申請者に対し論文審査の申請を行うよう通知
- 6 学位申請書を当研究科に提出
博士論文、履歴書、最終出身学校の卒業（修了）証明書等を添付 審査手数料納付
- 7 論文審査委員会を設置
 - ・ 申請者の学力の確認
 - ・ 論文審査
- 8 審査結果の通知（審査申請日から1年以内に通知）
- 9 博士論文の公表

論文博士申請の該当要件

- (1) 本研究科に在籍した経験のない者
- (2) 本研究科を退学した者(在学期間が標準修業年限3年未満で退学した者または3年以上で退学した者)であって、論文を提出して博士号を取る場合

博士論文の提出資格

1. 論文博士申請のために提出する博士論文は、本研究科研究教育領域における独創的かつ先端的な研究内容であって、独立して研究を行うことのできる高度の研究能力を有することを証左する内容であることを要件とする。
2. 前項の規定に加えて下記の該当要件を満たす者であること。
 - (1) 査読付き論文がある分野
博士論文を提出するためには、提出論文以外に提出論文の内容に関連する“査読付き論文3編”以上を執筆していることが条件となる。この3編の論文については公刊されているか、あるいは「掲載、採択、受理または公刊予定の証明書」を提出する必要がある。この3編の論文または確定原稿については、論文審査会前に、「論文認定委員会」の認定を受けなければならない。
(留意事項) 論文の言語は特定しない。筆頭著者であること。「総合政策」誌掲載論文は、1編まで認める。
 - (2) 査読付き論文がない分野
博士論文を提出するためには、提出論文以外に提出論文の内容に関連する“査読付き論文に相当する論文等2編”以上を執筆していることが条件となる。この2編の論文等については公刊されていること、または図書以外では前号と同じ証明書の提出が必要である。
この2編の論文等または確定原稿（図書を除く）については、論文審査会前に、「論文認定委員会」の認定を受けなければならない。
(留意事項) 論文の言語は特定しない。筆頭著者であること、または担当部分が明記されていること。
 - (3) 公刊された図書（単著に限る）により申請する場合
公刊された図書をもって博士号を申請する場合、当該図書は関連する分野を集大成したもの、あるいは画期的な内容を含むもので、社会的に高い評価が確立したものであること。さらに論文審査会前に、「論文認定委員会」の認定を受けたものでなければならない。